

(仮称)多久市まちづくり
基本条例策定市民会議

4月16日の市民会議では、これまでに出された意見や、3月のシンポジウムで会場の方からいただいた意見を基に、条例に盛り込む主要項目を話し合いました。

今後は条例に盛り込む項目を検討し、条例の骨子案を作成します。その後、市民のみなさんの意見を反映するために意見交換会を実施します。

次回の市民会議は5月15日(火)午後7時から市役所大会議室で行います。傍聴もできます。

■問い合わせ

総合政策課 企画係
☎75-2116



軽自動車税の減免は申請が必要です

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方が取得、または所有する軽自動車等(身体障害者等と生計を一にする方が所有する軽自動車等を含む)のうち、次の一定の要件(障害の程度、使用目的など)を満たす場合に、軽自動車税減免が受けられます。

昨年、税の減免を受けた方で、昨年と申請内容の変更がない場合は、自動的に更新します。今年度の申請手続きは不要です。ただし、今年度から、本人運転で家族が所有している車両、または家族運転により減免をうけている車両は更新手続きが必要です。

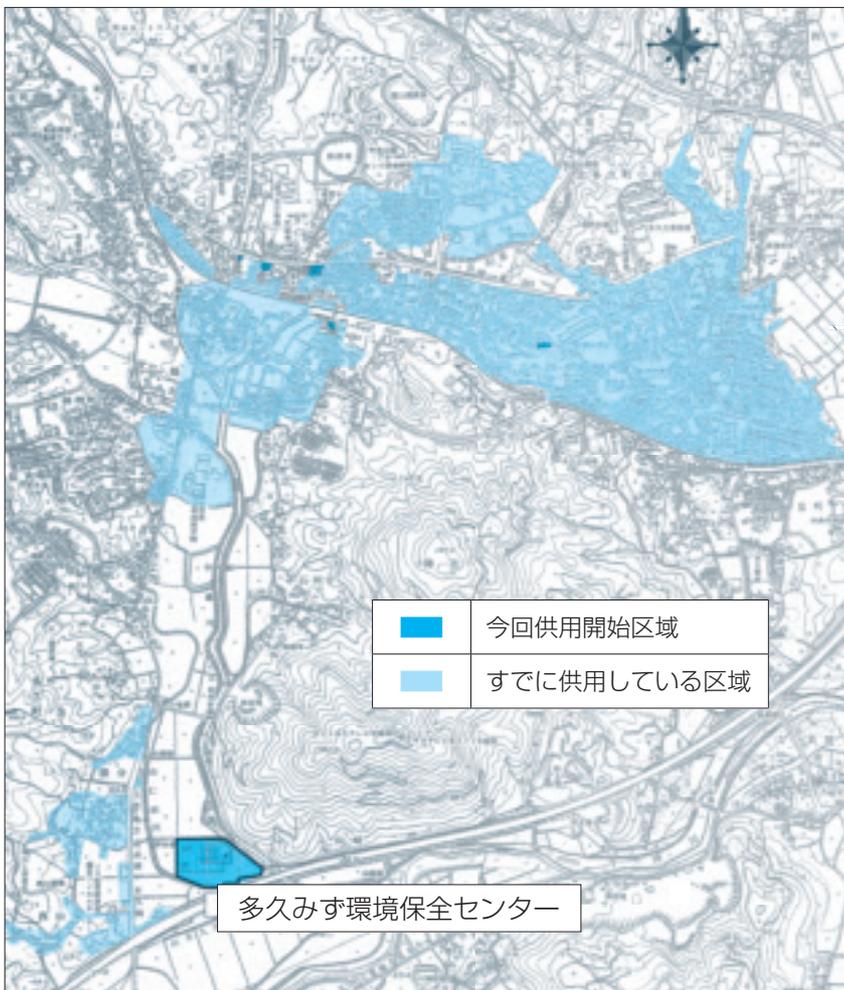
減免の対象となる障害の程度(等級)が、障害の種類ごとに異なりますので、必ず確認してください。

申請方法など、詳しくは税務課にお尋ねください。

■軽自動車税減免の要件

- ①身体障害者等が自ら運転するもの(本人運転)
 - ②身体障害者等の通院・通学のために身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの(家族運転)
 - ③身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転するもの(常時介護者運転)
- ※普通自動車税(県税)の減免および福祉課が交付している福祉タクシー利用券との重複はできません。

■申請の期限 5月24日(木)



平成23年度公共下水道
整備区域の供用(下水の
処理)を始めました

■問い合わせ 都市計画課 下水道係
(東庁舎2階) ☎75-2179

供用(下水の処理)を始めた区域

今年3月31日から新たに、平成23年度に整備を行った0.1ヘクタールの供用を始め、下水道への接続が可能となりました。

供用を始めた地域は、左の区域図で示している北多久町内の筋原・砂原・自由ヶ丘の一部区域です。該当地域のみなさんは、なるべく早い時期に下水道への接続をお願いします。

なお、下水道への接続工事は多久市排水設備指定工事店以外の業者による施工はできませんので、ご注意ください。